

## 【ご家族連絡先登録制度】ご家族連絡先登録・変更・削除の届出書

SOMPOひまわり生命保険株式会社 宛

「ご家族連絡先登録制度規約」を確認のうえ、記載の証券番号の保険契約に対して下記の者を「登録家族」として登録することを、被保険者、登録家族本人とともに同意します。

ご家族連絡先は、2名までご登録いただけます。下記の①および②をすべて記入してください。

なお、ご家族連絡先を追加でご登録いただく場合、ご登録済みの情報も含め全てご記入ください。

※1 ①の「親権者または後見人」欄は、保険契約者が未成年の場合に限り、親権者または後見人の自署が必要です。

※2 登録済みの情報を一部変更(改姓を含む)・追加・削除する場合、②は変更する項目だけではなく、すべての項目を記入してください。

※3 登録済みの情報をすべて削除する場合、②は「氏名」のみ記入のうえ、「全項目削除」を○で囲んでください。

(記入日) 令和 年 月 日

### ① ご署名

フリガナ		フリガナ	
保険契約者 (自署)	様	親権者または 後見人 (自署) ※1	様

### ② 新規登録、変更（人物）、一部変更（改姓を含む）・追加・削除※2、全項目削除※3

ご家族連絡先登録 (1人目)	フリガナ				性別 1 男性 2 女性	
	氏名					
	生年月日 <small>1 大正 2 昭和 3 平成</small>	年 月 日	保険契約者 から見た続柄	<small>1 配偶者 2 子 3 孫 4 兄弟・姉妹 5 嗣・姪 6 その他</small>		
	住所	〒 -				
	電話番号1	— —	電話番号2 (任意)	— —		
ご家族連絡先登録 (2人目)	フリガナ				性別 1 男性 2 女性	
	氏名					
	生年月日 <small>1 大正 2 昭和 3 平成</small>	年 月 日	保険契約者 から見た続柄	<small>1 配偶者 2 子 3 孫 4 兄弟・姉妹 5 嗣・姪 6 その他</small>		
	住所	〒 -				
	電話番号1	— —	電話番号2 (任意)	— —		

(取扱者・会社使用欄)

対象の証券番号（※記入必須）	取扱者受付日欄	営業店受付	本社受付
	受付日 令和 年 月 日	取扱者印	

## 「ご家族連絡先登録制度」の概要

指定できるご家族の範囲・人数は、契約者の戸籍上の配偶者または4親等以内の血族・姻族2名

「ご家族連絡先登録制度」にご登録いただきますと、あらかじめ登録されたご家族（以下「登録家族」）は、ご契約者様に代わって契約内容のお問い合わせやお手続き書類の取り寄せなどができるようになります。また、登録家族宛に認知症などの疾病に関する情報や各種サービスを書類などでご案内させていただきます。なお、ご契約者様を同一とする他のご契約についても本制度の対象となります。

### 登録家族へのご連絡



当社からお送りするご案内などが届かなかった場合や、災害などの発生によって契約者との連絡が困難となった場合に、登録家族に連絡をします。

### 登録家族からの お問い合わせに回答



登録家族からの契約内容などのお問い合わせにお答えします。

- \*契約の特定と登録家族の本人確認後に対応可能となります。
- \*被保険者の傷病名・手術名・医療機関名などは被保険者の同意がない限り開示しません。

### 登録家族への 各種請求書類の発送



当社から登録家族宛に各種請求書類を発送します。

●登録家族に請求権利はありません。請求手続きは請求権者からとなります。

## 個人情報のお取扱いについて

### 【個人情報の取扱いに関する事項】

当社は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等（※）

※お客様の属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客様のニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

### 【第三者への提供および第三者からの取得】

当社は、次の場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関などの関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
- ③法令に基づく場合
- ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤当社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度および支払査定時照会制度に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合

※個人情報の取扱いに関する詳細は、公式ウェブサイトをご確認ください

<https://www.himawari-life.co.jp/company/info/privacy/>

# ご家族連絡先登録制度規約

## 第1条(目的)

本規約は、本制度の利用者とSOMPOひまわり生命保険株式会社(以下「当社」といいます)との間の、ご家族連絡先登録制度(以下「本制度」といいます)に関する取扱いを定めることを目的とします。

## 第2条(利用範囲)

次のいずれかに該当するとき、当社は、登録いただいたご家族(以下「登録家族」といいます)を契約者の代理人として、本制度の対象となる契約(以下「対象契約」といいます)の内容を開示します。

- (1)登録家族から対象契約の内容に関する照会が当社にあり、契約者の権利行使を補助するために必要な場合。
- (2)当社からお送りするさまざまなご案内等が届かなかった場合。
- (3)契約者との連絡が困難となった場合。
- (4)対象契約の各種手続き等に関して当社から契約者への連絡が必要な場合で、契約者への連絡がつかない場合、もしくは契約者の傷病等により手続きの補助が必要な場合。

2 当社は、登録家族から、契約者に代わって各種請求書類等の送付依頼があった場合、当社の定める範囲で受け付けます。

3 当社は、登録家族に対して、当社から契約者に送付する書類等を送付することができます。

## 第3条(対象契約)

本制度の対象契約は、以下のとおりとします。

- (1)当社所定の届出書または当社インターネットホームページ等からの所定の電子手続きで特定いただいた保険契約
- (2)(1)の契約と契約者を同一とする保険契約

なお、契約者を同一とする複数の契約について、いずれかの契約の登録家族から情報開示の依頼があった場合、すべての保険契約について開示を行い、登録家族によって開示の範囲を異にすることはできません。

## 第4条(登録家族の範囲)

本制度に登録いただけるご家族は、以下のいずれかに該当する方とします。

- (1)契約者の戸籍上の配偶者
- (2)契約者の4親等以内の血族・姻族
- (3)その他当社が認めた方

## 第5条(登録家族への情報開示の範囲)

当社から登録家族への情報開示は以下の範囲で行います。なお、原則として、対象契約の被保険者の機微情報(傷病名・手術名・医療機関名等)は被保険者の同意がない限り開示しません。

- (1)対象契約の特定に必要な項目
- (2)対象契約の内容に関する項目
- (3)その他当社が必要と認めた項目

## 第6条(登録)

契約者は、本制度にご家族を登録する場合、登録するご家族に同意を得たうえで、当社所定の届出書または当社インターネットホームページ等からの所定の電子手続きで登録を行っていただきます。

## 第7条(登録情報の変更)

契約者は、登録家族の情報に変更があった場合は、登録家族の同意を得たうえで、直ちに当社に届出ください。

2 登録家族は、自身の登録情報に変更があった場合に限り、契約者に代わって登録情報の変更をすることができます。

## 第8条(登録家族の変更)

契約者は、第4条の範囲内で、新たに登録するご家族に同意を得たうえで、登録家族を変更することができます。変更の必要があるときは、当社に届出することを要します。

## 第9条(登録家族の削除)

契約者は、登録家族の削除を行うことができます。削除の必要があるときは、当社に届出することを要します。

2 登録家族は、自身の登録情報に限り、契約者に代わって登録情報の削除をすることができます。

## 第10条(サービスの提供)

変更・削除の申し出がない限り、当社は登録家族に本制度のサービスを提供します。そのために生じた契約者および登録家族にかかる損害については、当社は責任を負いません。

## 第11条(サービスの終了)

次のいずれかの事由に該当した場合には、事前に通知することなく本制度は終了します。

- (1)第9条により、登録家族の情報がすべて削除されたとき
- (2)対象契約が消滅したとき
- (3)対象契約の契約者が変更されたとき
- (4)対象契約の契約者が死亡したとき
- (5)契約者または登録家族が反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6)登録家族に不都合があると当社が判断したとき

## 第12条(個人情報の利用)

当社は「個人情報のお取扱について」にもとづき、登録家族の情報を利用します。

2 当社は、登録家族の情報を対象契約の取扱代理店に開示することができます。

## 第13条(制度の改定、廃止)

本制度が改定(廃止を含みます。)された場合には、当社は、改定内容および改定日について、当社のインターネットホームページ等への掲示または契約者への通知を行います。この場合、改定日以降は改定後の規約を適用し、廃止日以降、本制度は終了します。本制度の改定または廃止により利用者または第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

## 第14条(その他)

本規約に特段の定めがない事項について、普通保険約款、特則・特約条項の規定を適用します。